

# 利 用 規 約

## 1. お客様の告知義務

下記に該当する場合には、教習をお受けいただけないことがありますので、お申し込みまでに、当校へ該当事項の有無をお知らせ下さい。なお、下記②及び③に該当する場合には、お客様の住所地の運転免許センターで適性相談をお受け下さい。

### 記

- ①法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格を有していない方
- ②視力、聴力、色覚、運動能力等に障害があり、運転に支障がある方
- ③てんかん、睡眠障害、再発性の失神等、運転に不適切な持病を有している方
- ④過去3年以内の交通違反の前歴があるため、免許を受けることができない方
- ⑤過去に免許の取消し、失効又は無免許運転の経歴がある場合、若しくは免許停止中や紛失により、運転免許証を手元に有していない方。
- ⑥日本語の読解ができない方
- ⑦妊娠中の方

## 2. 申込み方法等

### (1) 申込方法

電子メール、当校ホームページ又は電話によりお申し込みいただけます。お申し込みいただいた場合、当校から、電子メール又は電話により、その後の手続についてお知らせ致します。

### (2) 教習料金の支払時期

当校が料金決済の案内メールを送信した日から、銀行の10営業日以内にお振り込みください。

教習料金の支払方法については、銀行振込又はクレジットカード決済のいずれかの方法をお選びいただけます。

### (3) 申込の取消

上記(2)の期限内に所定の方法により教習料金全額の支払が行われなかった場合、上記(1)の申込の意思表示は、取り消されたものとみなします。

## 3. 教習契約の成立時期

(1) 教習契約は、当校が前項(2)に定める教習料金全額の支払を確認した時点で成立するものとします。

(2) 前項(3)にかかわらず、前項(2)に定める期間経過後に教習料金全額の支払が行われ、当校において当該支払の事実を確認し、かつ、お客様と当校の間で教習契約を締結する旨の合意が成立した場合には、当該合意の成立時点で教習契約が成立するものとします。

#### 4. 追加料金

##### (1) 安心プランコース以外のコース

下記については追加料金が必要となります。

##### 記

- ①追加・延長費用、並びに、検定に不合格となった場合の再検定料及び補修料
- ②お客様が予定した教習をキャンセルした場合のキャンセル料
- ③2回目以降の仮免許学科試験料
- ④みきわめ後の自由練習及び補修教習
- ⑤卒業予定日から起算して3泊目以降の延泊費用

##### (2) 安心プランコース

上記①から⑤のうち、上記①及び上記④の補修教習の1時限分については追加料金が不要ですが、その余については追加料金が必要となります。

#### 5. 遵守事項

お客様には、教習契約成立後においては、当校が定める規則、並びに、職員の指示及び指導（以下、これらを併せて「規則等」といいます。）に従っていただきます。

#### 6. お客様による教習契約の解約及び精算

お客様は、いつでも教習契約を解約することができます。ただし、解約された場合には、以下のとおり精算を行います。

##### (1) 入校日までにおける解約

教習契約成立後、教習予定日として指定された日（以下「入校日」といいます。）よりも前に解約された場合、お支払頂いた教習料金から、次の区分に応じたキャンセル料を控除した残額をご返金いたします。

解約時期	キャンセル料
教習契約成立後から入校日の21日前まで	教習料金の10%
入校日の20日前から入校日の11日前まで	教習料金の20%
入校日の10日前から入校日の前日まで	教習料金の50%
入校日当日	教習料金の70%

※お振込手数料はお客様のご負担でお願いします。

##### (2) 入校日以後の解約

お客様のご都合により、入校日以降に、教習契約を解約された場合、当校所定の計算方法に基づき、お支払頂いた教習料金から、①入学金（22,000円税込）、②解約日までの必要経費及び③キャンセル料（教習料金の50%）の合計額を控除した残額をご返金いたします。ただし、教習の進捗等によっては、ご返金できない場合や追加料金をお支払頂く場合があります。

## 7. 当校による解約

当校は、以下の場合には教習契約を解約することができます。なお、この場合、お支払頂いた教習料金は一切ご返金いたしません。

### 記

- ①お客様に第1項に定める事由が存在することが判明した場合
- ②お客様が規則等に従わない場合
- ③お客様が不正な行為を行って教習・検定を受けた場合
- ④お客様が法令や公序良俗に反する行為を行った場合
- ⑤お客様が、他のお客様に損害が生じる恐れのある行為を行った場合
- ⑥お客様が②から⑤に準じる行為を行った場合

## 8. 教習契約の終了時期及び精算

教習契約は、教習契約において定められた教習期間の経過により当然に終了いたします。この場合、お支払頂いた教習料金はご返金いたしません。

## 9. 免責事項

お客様が下記の事由により損害を被られた場合、当校はお客様に対して損害賠償義務を負いません。

### 記

- ①天災地変、官公庁の命令、その他当校の責めに帰すことができない事由により生じた教習の変更、もしくは、教習の中止
- ②校内教習及び路上教習において、お客様の故意若しくは過失により発生した事故、又は、相手方の故意又は過失により発生した事故
- ③自由行動中の事故
- ④盗難

## 10. その他

- (1) 入校日から卒業検定に合格できるまでの最短日数（以下「最短卒業予定日数」といいます。）をお知らせしておりますが、気象条件、公安委員会の指導、入校日、お客様の教習習得状況、テスト及び検定等の結果によっては、卒業検定に合格するまでに最短卒業予定日数以上の日数を要する場合があります。
- (2) 仮免許学科試験に3回不合格となった場合には、合宿施設から退去していただきます。この場合、お客様の住所地の免許センターで実施される仮免許学科試験に合格し、仮免許証を取得しなければ、継続して教習を受けることはできません。
- (3) お客様の都合により一時的に合宿所から退去され、教習期限内に教習を終える見込みがない場合には、継続して教習を受けることができませんので、必ず当校にご相談の上で、合宿施設から退去して下さい。なお、合宿施設から退去することに伴う交通費等はお客様のご負担となります。
- (4) 卒業検定に合格された日に合宿施設を退去することとし、お客様のご都合による宿泊は一切できません。
- (5) 教習料金には交通費・食費は一切含まれておりませんので、お客様各自でご負担下さい。